

強國
強靭化土

強くて、しなやかなニッポンへ

NATIONAL
RESILIENCE

令和 3 年度

国土強靭化に資する税制改正要望事項の概要

令和 2 年 9 月

内閣官房 國土強靭化推進室

国土強靭化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

1. 直接死を最大限防ぐ。

【新設】

①事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置の創設 (固定資産税)

洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等が整備する利水ダムの放流施設（既存の放流施設を改修する場合には、改修された放流施設のうち治水に係る部分）に係る固定資産税を非課税とする特例措置を創設する。

(国土交通省)

【新設】

②浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設 (固定資産税)

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、あらゆる関係者が協動して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については、当該施設に係る固定資産税を非課税とする特例措置を創設する。

(国土交通省)

【新設】

③災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設 (登録免許税・不動産取得税)

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する不動産に係る登録免許税を $1/2$ に軽減するとともに、不動産取得税の課税標準を $4/5$ に軽減する特例措置を創設する。

(国土交通省)

【延長】

④津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、都道府県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設又は協定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）に対する固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

【延長】

⑤市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減税措置の延長（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税について、新築後5年間、住宅床は $2/3$ を、非住宅床は $1/3$ （第一種市街地再開発事業は $1/4$ ）を減額する措置の適用期限を2年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

⑥防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者が従前資産に対応して与えられる防災施設建築物（権利床）に該当する家屋について、従前権利者居住用住宅については $2/3$ 、従前権利者非居住用住宅及び非住宅については $1/3$ の固定資産税額を、新築後5年間減額する特例措置の適用期限を2年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

⑦地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

所有者不明土地法に基づき、防災空地等の広場や、災害救助法が適用された市町村の区域内において行われる被災者の居住の用に供する住宅や購買施設の整備等の地域福利増進事業の用に供する一定の土地等について、固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間 $2/3$ に軽減する特例措置を2年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

⑧相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するため譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長（相続税、贈与税）

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する措置を7年間延長する。

（国土交通省）

2. 経済活動を機能不全に陥らせない。

【新設】

①生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靭化税制（仮称）の創設

企業の生産力の強靭化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。

(内閣府・経済産業省・国土交通省)

【拡充・延長】

②中小企業防災・減災投資促進税制の拡充、延長（法人税・所得税等）

近年の激甚化・頻発化する水害等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症に対する中小企業の事前対策を強化するため、国の認定を受けた「事業継続力強化計画」に基づき導入する防災・減災のための設備に対する特別償却（20%）の対象を拡充するとともに、適用期限を2年間延長する。

(経済産業省)

【延長】

③港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長（固定資産税）

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子貸付受けて改良された民有護岸等について課税標準を5年間1／2^{※1}又は、5年間5／6^{※2}に軽減する特例措置を3年間延長する。

^{※1} 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設

^{※2}※1以外の施設

(国土交通省・内閣府)

【延長】

④鉄道の安全性向上設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて取得した鉄道の安全性向上に資する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間1／3に軽減する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)